

## 民事司法改革推進の取組についての基本方針

2011年（平成23年）3月27日  
日本弁護士連合会

民事司法改革推進の取組についての基本方針を以下のとおり定める。

### 第1 基本方針

- 1 市民にとって身近で頼りがいのある民事司法を実現するため，裁判官増員を含む司法の人的物的基盤整備，民事法律扶助の拡充や提訴手数料の低・定額化，弁護士費用保険の整備を含む民事司法へのアクセス改善，民事・行政訴訟制度や損害賠償法制を含む民事実体法の改革など民事司法改革の諸課題の強力な推進を政府関係諸機関に求め，また弁護士及び弁護士会自らもこれに取り組むことを確認する明確な方針を早期に内外に示すこと。
- 2 民事司法改革推進のための当連合会内の新たな取組体制を早期に整備すること。

### 第2 基本方針提案の理由

本年は，司法制度改革審議会意見書から10年の節目を迎える。同意見書において提言された内容は，2002年3月の司法制度改革推進計画閣議決定によって国の方針となり，さらに内閣府に設置された司法制度改革推進本部を中心として，法科大学院の創設等法曹養成制度の改革，裁判員制度等市民の司法参加，日本司法支援センターの設立等司法アクセス抜本的改善のための改革等の諸制度改革が進められ，実行に移された。

しかしながら，司法制度改革の過程で提案がなされながら，その後具体化が進んでいない課題も多い。これらは，民事訴訟制度の改革，行政訴訟制度の抜本的改革，司法の人的物的基盤整備等，民事司法分野において顕著である。民事・行政訴訟については，件数も諸外国に比し圧倒的に少なく，また利用者の満足度も高いとはいえない。このような状況が司法制度改革以降も続いている状況にある。「市民の目線での第二次司法改革」の具体化として，上記のような状況を打破・改善するために，市民のために，また市民とともに民事司法分野での改革諸課題を推進することが求められる。

司法制度改革により，法曹人口（なかならず弁護士人口）の大幅増加と法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度がはかられているが，急激な法曹

人口増加と立ち上がったばかりの新たな法曹養成制度が未だ整備途上にあること等を原因としてさまざまなひずみが生じている。その一つに、司法制度改革で問題提起された民事司法の諸制度改革及び司法の人的・物的基盤整備がほとんど進んでいないことがあげられる。司法制度改革が目指し、当連合会もその推進を支持した、大きな司法の実現、市民のための使いやすく頼りがいのある民事司法制度の実現のためにも、改めてこれら諸課題の状況を検証し、そのうち強力に推進すべき課題に当連合会をあげて取り組むことが重要である。

これら諸課題の中には、現在、当連合会の各所管委員会において、取り組んでいるものも少なからずあるが、以下の三点の課題がある。

第一に、民事司法改革推進を政府諸機関へのアピール力の高いものにするため、その目標とグランドデザインを明示する必要がある。

第二に、当連合会の各所管委員会が全体の鳥瞰図をもって、また十分な連携のもとに、推進力をもって取り組むために、当連合会としての明確な方針を示す必要がある。

第三に、各弁護士会における取組もばらばらで、弁護士会によっては民事司法改革に対応する組織態勢の点で必ずしも十分でないところもあり、この点でも当連合会としての民事司法改革推進の方針を明確にする必要がある。

民事司法改革諸課題は、短期的に実現させることは難しい課題が多いこと、当連合会が提案してもすぐ実現できる課題ではないことは否定できない。しかしながら、これら諸課題は、弁護士、弁護士会等実務法曹から不断に声を上げていかなければ、いつまで経っても実現の緒につくことすらできない課題である。弁護士、弁護士会から主体的に働きかけていくことが必要であり、そのためにはまず会内の各課題検討状況の整理と意見集約を早期にはかるとともに、推進力を持った取組体制を整備することが求められる。

以上より、民事司法改革の推進について、早期に当連合会としての総合的取組の明確な方針を取りまとめて内外に示すとともに、当連合会内の新たな組織体制を含めた取組体制を整備すべきである。よって本基本方針を提案する。

なお、基本方針1については、次年度の早い時期に、骨太の方針を適切な形で対外的に発表することを目指す。その中身は、これまで当連合会で既に意見や法律要綱試案等として発表されているもののほか、今後検討すべき課題を含め、当連合会が求める民事司法改革の方向性と全体像が見えるものと

する。

また、基本方針 2 については、新たな取組体制は、執行部の検討方針と同方針に基づく具体的な諮問等に従い、既存の委員会等の民事司法改革分野における活動を総合的に調整しつつ、既存の委員会とともに機動的に諸課題の検討・推進にあたることが可能な体制とすることを旨とする。

以上